福島県選挙管理委員会告示第八十一号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

福島県選挙管理委員会

○福島県議会議員一般選挙及び相馬市議会議員一般選挙の投票用紙を ○相馬市議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時に行う件 同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件

島県選挙管理委員 会

福

島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。 議員一般選挙は、 5員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和五年十一月十二日執行の福公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づく相馬市議会

令和五年十一月五日

福

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

おいて、公職選挙法 り定めた。 選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、 令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員 (昭和二十五年法律第百号) 第百二十二条の規定により、 一般選挙及び相馬市議会議員 一般選挙に 次のとお

令和五年十一月五日

令和5年11月5日 日曜日

相馬市議会議員一般選挙福島県議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】 発行者 福 島 印刷所 株式会社 第 印 刷